

療養証明書について

医療機関又は保健所より新型コロナウイルス感染症の診断を受け、医療保険の請求に療養の証明が必要な方には、1または2の方法により手続きをお願いいたします。

1. My HER-SYSによる療養証明書「(電子版)療養証明書」の発行

令和4年4月27日より、「My HER-SYS」の画面からご自身で新型コロナウイルス感染症に罹患した旨の療養証明書を発行(表示)することが可能となりました。自宅療養において、「My HER-SYS」を登録された方につきましては、「My HER-SYS」で表示できる療養証明書のご活用をお願いいたします。

なお、電子版の療養証明書は、厚労省、金融庁、生命保険協会及び日本損害保険協会の間で保険請求で利用できることを協議済みです。

【My HER-SYSによる療養証明書「(電子版)療養証明書」の発行対象者】

- ・新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅又は宿泊療養施設で療養された方のうち、My HER-SYSによる健康観察の対象となった方

*ただし、みなし陽性の方、療養期間が10日を超える方は、「MY HER-SYS」による療養証明書「(電子版)療養証明書」は保険請求にご利用できませんので、2.「宿泊・自宅療養証明書発行依頼書(新型コロナウイルス感染症専用)」により保健所に依頼ください。

【My HER-SYSによる療養証明書「(電子版)療養証明書」に記載される内容】

- (1) 氏名
- (2) 傷病名(新型コロナウイルス(COVID-19)感染症)
- (3) 療養開始日(陽性判明日)

【My HER-SYSによる療養証明書に関する問い合わせ先】

(一般の方向けHER-SYS専用ダイヤル)

電話番号：03-6885-7284 または 03-6812-7818

※受付時間 9:30~18:15(土日祝除く。)

【My HER-SYS による療養証明書「(電子版)療養証明書」の発行方法】

スマートフォンなどから、「My HER-SYS」

(URL : <https://www.cov19.mhlw.go.jp/>) にアクセスし、電子メールアドレスとパスワードでログインし、ログイン後は、トップページに「療養証明書を表示する」というボタンがありますので、ボタンを押下することで療養証明書を発行することができます。



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYS にログイン。

②対象者が療養証明書を表示したい方になっているかを確認し、「療養証明を表示する」とクリック。

③療養証明書が表示されます。

※ 療養証明書の画面はダウンロードできませんので、スクリーンショット等を電子添付・印刷等いただき、保険金請求等にご活用ください。この取り扱いは、厚生労働省、金融庁、生命保険協会及び日本損害保険協会との間で協議済みです。

2. 「宿泊・自宅療養証明書発行依頼書（新型コロナウイルス感染症専用）」による発行

【対象者】

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅又は宿泊療養施設で療養された方
※療養された方またはその保護者等が依頼をしてください。

【療養証明書の内容】

- (1) 氏名・性別
- (2) 生年月日
- (3) 傷病名
- (4) 療養開始日（診断年月日）

【依頼方法】

- ・ **療養終了後**に、別添「宿泊・自宅療養証明書発行依頼書（新型コロナウイルス感染症専用）」に必要事項を記載の上、郵送、FAX 又は松江保健所窓口にお持ちください。

※自宅療養をされた方は、パルスオキシメーター返却時にお持ちいただいても構いません

【その他】

- ・ 感染の急拡大により、現在依頼から発行まで4週間程度お時間をいただいています。大変ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承ください。
- ・ 濃厚接触者の方には、証明書等の発行はしておりません。依頼できるのは新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方のみとなります。
- ・ 職場等に復帰するに当たり、職場等に陰性証明等を提出する必要はないことが厚生労働省から示されています。
- ・ 入院を証明する証明書は発行していません。各入院先医療機関にお問い合わせください。
- ・ 協会けんぽの傷病手当金に必要な医師の診断書は「宿泊・自宅療養証明書」を医師の診断書に代えることができます。

申請先：松江保健所

郵送：松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3F

FAX：0852-21-2770

現在、証明書の発行に大変時間を要しております。

My HER-SYS による健康観察をしている方は「(電子版)療養証明書」のご利用をお願いします。

宿泊・自宅療養証明の発行が必要な場合は、この依頼書に記入の上、松江保健所あてご提出ください。

宿泊・自宅療養証明発行依頼書（新型コロナウイルス感染症専用）

（あて先）松江市・島根県共同設置松江保健所長

申請日：令和 年 月 日

申請者： 対象者との続柄：

送付先住所：〒 -

電話番号：

以下の者について、宿泊・自宅療養証明書の発行を依頼します。

（ふりがな）

対象者氏名： 性別（男・女）

対象者の生年月日：大正・昭和・平成・令和 年 月 日

療養期間（下記いずれかに✓）：

発症日から 10 日間（無症状の場合は検体採取日から 7 日間）

発症日から 11 日以上（具体的に 月 日まで）

【注意事項】

- ・国の定めた様式に基づく証明書を発行します。各保険会社の個別様式や、療養先(自宅・宿泊療養施設・医療機関)、詳細な療養期間、発症日等が記載された証明書の発行はできません。
- ・療養の開始日は、新型コロナウイルス感染症の検査の結果陽性が判明し、医師が新型コロナウイルス感染症と診断した日です**(医師による発生届に基づきます)**。
- ・療養期間が 10 日以内の方については、療養終了日は一律記載しません。
療養期間が 11 日以上の方については、療養期間が変更(延長)となったことが確認できる方に限り、療養終了日を記載します。
- ・松江保健所が把握する療養期間の証明を行います。自己判断で自宅療養した期間については証明できません。また、療養期間の変更はできません。
- ・療養した方お一人につき 1 通、一回の療養期間につき 1 通の証明書を発行します。
複数枚必要な場合は、ご自身でコピーしてください。
再陽性等により複数期間の証明が必要な場合は、期間ごとの申請書を送付してください。
- ・治癒したことの証明や検査陰性の証明ではありません。療養終了後に職場等で勤務を開始するにあたり、各種証明を提出する必要はありません。

送付先：松江保健所 薬事・感染症対策課あて

郵送⇒〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根3F

FAX⇒0852-21-2770